定款21条(役員の報酬等)に関する事項

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において<u>別に定める総額の範囲内</u>で、評議員会において<u>別に定める報酬等の支給の基準</u>に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

上記、定款第21条の条文下線部について以下のとおり定める。

- □別に定める総額の範囲内 当面、無報酬とする。
- □別に定める報酬等の支給基準 当面、無報酬とする。

以上